

【 お知らせ 】

納税証明書の添付にご協力ください

令和6年度の自動車税納税
証明書の有効期限は
令和7年6月1日
(日)です。

6月2日(月)以降は
使用できません。

令和6年度 自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

登録番号
車台番号(下4桁表示)

本証明書の有効期限
令和7年6月1日

上記の自動車について簿籍がないことも証明します。

沖縄県
那覇県税事務所長
張親寿男

この証明書が無効になる場合について
1 登録番号欄、領収日付欄、所長印が
★……★で消してあるものは無効です。
2 領収日付印のないものは無効です。

令和6年6月30日以降は領収日付印を
押さないでください。

領収日付印

車検が必要ですがから大切に
保存してください。

6月2日(月)以降の継続検査の際には、**令和7年度 自動車税の納付**が必要です。

なお、納付後にシステムへ反映されるまで
一定の時間がかかりますので6月中は**申請書**
類の最前面に「令和7年度」の納税証明
書添付のご協力をお願いします。